

自宅にある製品、 リコールされていませんか？ —リコール対象の製品で火災等の 重大事故が毎年発生しています—

消費生活用製品安全法に基づき報告のあった重大製品事故のうち、リコール対象の製品が原因で発生した事故は、毎年約1割にのぼります。特に、リコールの対象となっていたパソコンや暖房器具、電気こんろなどから出火する火災が多く発生し、消費者庁からも改めて注意が呼びかけられています。

事故事例

- 電気ストーブ(カーボンヒーター)を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生。
(リコール：平成28年3月、事故発生年月：平成30年12月)
- エアコン(室外機)を使用中、当該製品を焼損する火災が発生。
(リコール：平成16年10月、製造から20年以上経過、事故発生年月：平成30年9月)
- 電気こんろ及び周辺を焼損する火災が発生。
(リコール：平成19年7月、事故発生年月：平成30年10月)
- 食器洗い乾燥機を使用中、当該製品を焼損する火災が発生。
(リコール：平成20年2月、事故発生年月：平成29年12月)
- 電動アシスト自転車のバッテリーパックを充電器に載せていたところ、バッテリー及び周辺を焼損する火災が発生。
(リコール：平成27年7月、事故発生年月：平成28年10月)

事故を防ぐために

☆リコール情報を知らせるサービスを利用しましょう。

消費者庁のリコール情報サイトでは、リコール情報を一元的に集約して提供するメール配信サービスを実施しています。ぜひ活用しましょう。

消費者庁リコール情報サイト

<https://www.recall.ca.go.jp/>

☆リコールされたらすぐに分かるよう、所有者登録サービスに登録しましょう。

製造事業者が、購入された製品の所有者登録サービスを実施している場合があります。サービスを利用することで、製品の安全に関する情報を受け取ることができます。

☆自宅にある製品がリコールされていないか定期的に確認しましょう。

製造事業者、経済産業省または消費者庁のリコール情報サイトで確認できます。

☆自宅にある製品がリコール対象になったら、すぐに使用を中止しましょう。

☆リコールに関する情報を知ったら、製品を使用しているような家族や友達など周りの人にも知らせましょう。



河合町役場(代表)
平日午前8時30分～午後5時15分
☎57-0200

豆山の郷※
保健センター
役場出張所
心の交流センター
清掃工場(環境衛生課)
☎58-2733
☎56-6006
☎32-6605
☎56-5196
☎32-0706

上下水道課
まほろばホール※
図書館※
中央公民館(生涯学習課)※
西大和地区公民館※
総合スポーツ公園(スポーツ振興課)※
☎56-5210
☎72-1100
☎32-8605
☎57-2271
☎32-1388
☎56-4600

※は月曜日が休館です。